

軽自動車税の 減免の手続き

問い合わせ 税務課 ☎888-1111 (151・152・156)

■身体障害者の人などに対する減免の手続き

心身に障害のある人が使用する軽自動車、二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税の減免（免除）を受けられます。

平成 25 年度から減免の対象となる車両と障害の程度が一部緩和されました。

●障害者減免

4 月 1 日現在身体障害者手帳などの交付を受けている障害者の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの

▼対象となる障害等級

次のページの表を参照願います

▼対象となる運転者

①障害者本人

②障害者と生計を一にする人（同居または健康保険や税法上で扶養関係がある人など）

③常時介護している人（障害者のみの世帯または 70 歳以上の人もしくは未成年と障害者のみで構成される世帯が所有する車両を週に 3 日以上介護している人）

※減免申請できるのは障害者一人につき、普通自動車を含めて一台に限ります

※法人名義・リース・営業用（黒ナンバー）の車両は、減免の対象とはなりません

※軽自動車税の減免を受けていると福祉タクシー券は申請できません

●構造減免

構造が専ら身体障害者などの利用に供するための構造を有する車両で、車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」などの記載がある特殊用途軽自動車（8 ナンバー車）

●公益減免

専ら公益事業の用に供すると認められる車両

※個人名義、リース車両は減免の対象とはなりません

●申請受付期間

納税通知書（5 月中旬発送予定）が届いてから、納期限（通常 5 月末日）までです。

▼申請に必要な書類等

下記の書類等を税務課窓口にお持ちください

▼軽自動車税納税通知書（原本）

▼障害者手帳（原本）など

▼車検証（コピー可）

▼運転する人の運転免許証（コピー可）

▼納税義務者の認印

▼納税義務者の本人確認書類（個人番号カードまたは運転免許証など+個人番号通知カード）

●軽自動車税の減免を受けることができる障害の程度

種 類	障害の区分		障害の級数（程度）	
身体障害者手帳・戦傷病者手帳	視覚障害		1級から4級 までの各級	特別項症から第4項症 までの各項症
	聴覚障害		2級および3級	同上
	平衡機能障害		3級	同上
	音声障害（喉頭摘出による音声機能障害がある 場合に限る）		同上	特別項症から第2項症 までの各項症
	上肢不自由		1級および2級	特別項症から第3項症 までの各項症
	下肢不自由	障害のある人が運転する場合	1級から6級 までの各級	特別項症から第6項症 までの各項症および 第1款症から第3款症 までの各款症
		生計を一にする人または常時 介護する人が運転する場合	1級から3級 までの各級	特別項症から第3項症 までの各項症
	体幹不自由	障害のある人が運転する場合	1級から3級 までの各級 および5級	特別項症から第6項症 までの各項症および 第1款症から第3款症 までの各款症
		生計を一にする人または常時 介護する人が運転する場合	1級から3級 までの各級	特別項症から第4項症 までの各項症
	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上肢機能	1級および2級	—
		移動機能	1級から6級 までの各級	—
	心臓機能障害		1級および3級	特別項症から第3項症 までの各項症
	じん臓機能障害		同上	同上
	呼吸器機能障害		同上	同上
	ぼうこうまたは直腸機能障害		同上	同上
	小腸機能障害		同上	同上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級 までの各級	—	
肝臓機能障害		同上	—	
療育手帳			障害の程度が重度の人（茨城県の療育手帳の場合 AまたはA）	
精神障害者保健福祉手帳			1級で次のいずれかに該当する人 ▼自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの人 ▼医療福祉費受給者証をお持ちの人 ▼障害の治療のため通院されている人	

※総合（合併）等級の場合は、障害区分ごとに判断します。例えば、「上下肢6級」であっても、これを個別に判断すると下肢7級・上肢7級となる場合は、減免となりません